

風致地区条例／自然公園法による制限（妙高高原地域、妙高地域）

	妙高市風致地区条例		自然公園法		
	第2種風致地区	第3種風致地区		第2種特別地域	第3種特別地域
容積率	—	—	500㎡未満	20%以下	60%以下 ※赤倉地区の集合別荘・集合住宅は制限なし
			500㎡以上1,000㎡未満	30%以下	
			1,000㎡以上	40%以下	
建蔽率	30%以下	40%以下	500㎡未満	10%以下	20%以下 ※赤倉地区の集合別荘・集合住宅は40%以下
			500㎡以上1,000㎡未満	15%以下	
			1,000㎡以上	20%以下	
地形勾配	—	—		30%を超えないもの	30%を超えないもの
道路界後退	3.0m以上	2.0m以上	主要道路 (県道及び市道の一部)	20m以上後退 ※赤倉地区は5m以上後退	20m以上後退 ※赤倉地区は5m以上後退
			その他道路	5m以上後退	5m以上後退
隣地界後退	1.5m以上	1.0m以上		5m以上後退	5m以上後退
建築高制限	12.0m以下	15.0m以下	分譲地等以外	13mを超えないもの ※赤倉地区は20mを超えないもの	13mを超えないもの ※赤倉地区は20mを超えないもの
			分譲地内	10mを超えないもの かつ2階建以下	10mを超えないもの かつ2階建以下
建築面積	—	—		2,000㎡以下	2,000㎡以下
敷地面積 <small>(集合別荘・集合住宅・分譲ホテル・保養所または分譲地)</small>	—	—		1,000㎡以上 (保存緑地を除く)	1,000㎡以上 (保存緑地を除く)
敷地面積/戸数or分譲数 <small>(分譲地内の集合別荘・集合住宅・分譲ホテル)</small>	—	—		250㎡以上	250㎡以上

※ 規定がないものは建築基準法の規定に従う。

※ 風致地区条例と自然公園法が重複する場合は厳しい方の規定が適用になる。また、手続き等はそれぞれ必要になる。

※ 自然公園法における「赤倉地区」の区域は別図のとおり